

〇〇〇学校PTA会員 各位

〇〇市立〇〇〇学校PTA
会長 〇〇 〇〇

(一社) 埼玉県PTA安全互助会

「団体傷害保険/団体自転車保険」のご案内

〇〇の候、会員の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より当PTAの活動に対し格別なるご理解・ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、当PTAが加入している(一社)埼玉県PTA安全互助会がご案内しております団体傷害保険について、以下のとおりご案内申し上げます。

埼玉県防犯・交通安全課の方のお話によると、昨今、全国的に児童・生徒の自転車による事故が多発しており、県内においてもその例外ではなく年々賠償額が増額される現状が続いているとのことです。そのため、埼玉県では2012年度より「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」を施行しました。そして、2018年4月より、第4条の自転車の安全な利用とともに、自転車が関係する交通事故により生じた損害を賠償するための保険等への加入が「努力義務」から「義務」となりました。

お子様がより安心・安全な生活環境のもと、学校生活を送れる一助として当PTAでは〇〇〇〇年度より標記保険の取り扱いを始め、多くのPTA会員様にご加入をいただいております。そのため2019年度も引き続き、標記保険のご案内をさせていただきますこととなりました。

つきましては、以下の内容をご一読いただき、ご家庭でご検討ください。(詳しくは、配布のパンフレット・専用払込取扱票をご参照ください。)

記

- (一社)埼玉県PTA安全互助会の団体保険制度には以下の2種類あります。

各家庭でお申込手続きをする個別加入の「団体傷害保険/団体自転車保険(傷害総合保険)」

PTAが取りまとめて加入の手続きをするPTA一括加入の「自転車総合保険」

当PTAでは個別加入の「団体傷害保険/団体自転車保険(傷害総合保険)」を取り扱いいたします。

この保険は自転車による賠償事故はもちろん、日常生活における賠償・傷害事故を幅広く補償します。

- 配布物 (園児・児童・生徒1人につき各1部)

・「団体傷害保険/団体自転車保険のご案内」パンフレット

・専用「払込取扱票」

- 団体傷害総合保険 概要 「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」対応済み (団体割引 30%適用)

プラン	A	B	C	D	E
年間保険料	10,000 円	5,000 円	3,000 円	2,000 円	1,000 円
保険期間	2019年4月1日16時～2020年4月1日16時 (2019年4月1日以降のお振込みの場合は振込日翌日からの補償開始となります。)				
引受保険会社	損害保険ジャパン日本興亜株式会社				
申込締切	2019年3月29日締切 最終締切日:2019年4月26日※この日付を過ぎると一切のご加入ができません				

- 申込方法

1. パンフレットにてご加入プランを選択

2. 専用の払込取扱票に必要事項をご記入

3. ゆうちょ銀行窓口またはATMにて払込取扱票で保険料をお振込み(振込手数料は会員様のご負担になります)

※ 加入者証が発行されないため、「振替払込請求書件兼受領証」をパンフレットとともに大切に保管ください。

【ご注意】この保険のご加入はあくまで任意となります。強制ではありません。

※ 同じ学校に兄弟姉妹がいる場合、パンフレット・払込取扱票の配布は、園児・児童・生徒1名につき各1部となります。

※ ご不明点等がございましたら、パンフレット裏面の問い合わせ先(取扱代理店:株式会社カイトー)までご連絡ください。